

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p style="text-align: center;">鳥取県農村地域への産業の導入に関する基本計画</p> <p>本県における農村地域への産業の導入については、昭和 46 年度に農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号。以下「旧法」という。）第 4 条第 1 項に基づき基本計画を策定し、その後も社会情勢の変化に伴い基本計画の見直しを重ねるとともに、旧法第 5 条第 1 項又は第 2 項に基づき県及び市町村において実施計画を策定するなど推進体制を整え、工業等（旧法第 2 条第 2 項に定める工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入や農業構造の改善を促進してきた結果、実施計画が策定された多くの農村地域で工業等の導入等が行われ、農村地域の発展及び雇用構造の高度化に貢献してきた。</p> <p>しかしながら、本県の人口は昭和 63 年をピークに人口減少傾向が続いており、平成 19 年には総人口が 60 万人を切った。また、研究機関等によって、2040 年には本県人口が約 47 万人となる推計や、同じく 2040 年にはいわゆる消滅可能性都市が 13 町発生するとの衝撃的な推計も示されるなど、このまま高齢化を伴った人口減少が進行すると、農村地域が著しく衰退することが懸念されている。</p> <p>本県における農業は、県内の総就業人口に占める基幹的農業従事者数の割合及び全世帯に占める農家世帯の割合がそれぞれ一定の比率を有するなど、主要産業として重要な位置を占めてきた。しかしながら、中山間地域など条件不利地が多いことに加え、農業所得の低迷や高齢化の進展に伴う担い手不足など、構造的な問題が残されたままの状況にある。このような中、鳥取型低コストハウスの導入によるスイカなど園芸品目の経営安定、和牛や酪農における飼育頭</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県農村地域への産業の導入に関する基本計画</p> <p>本県における農村地域への産業の導入については、昭和 46 年度に農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号。以下「旧法」という。）第 4 条第 1 項に基づき基本計画を策定し、その後も社会情勢の変化に伴い基本計画の見直しを重ねるとともに、旧法第 5 条第 1 項又は第 2 項に基づき県及び市町村において実施計画を策定するなど推進体制を整え、工業等（旧法第 2 条第 2 項に定める工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入や農業構造の改善を促進してきた結果、実施計画が策定された多くの農村地域で工業等の導入等が行われ、農村地域の発展及び雇用構造の高度化に貢献してきた。</p> <p>しかしながら、本県の人口は昭和 63 年をピークに人口減少傾向が続いており、平成 19 年には総人口が 60 万人を切った。また、研究機関等によって、2040 年には本県人口が約 47 万人となる推計や、同じく 2040 年にはいわゆる消滅可能性都市が 13 町発生するとの衝撃的な推計も示されるなど、このまま高齢化を伴った人口減少が進行すると、農村地域が著しく衰退することが懸念されている。</p> <p>本県における農業は、県内の総就業人口に占める基幹的農業従事者数の割合及び全世帯に占める農家世帯の割合がそれぞれ一定の比率を有するなど、主要産業として重要な位置を占めてきた。しかしながら、中山間地域など条件不利地が多いことに加え、農業所得の低迷や高齢化の進展に伴う担い手不足など、構造的な問題が残されたままの状況にある。このような中、鳥取型低コストハウスの導入によるスイカなど園芸品目の経営安定、和牛や酪農における飼育頭</p>	<p>令和 4 年 5 月に「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」が一部改正されたこと等に伴い、以下の変更を行う。</p> <p>① 県が策定する基本計画への導入業種（中分類）記載義務が廃止されたため、本基本計画における導入業種の記載を削除する。</p> <p>② 法改正に伴う国の基本方針及びガイドラインの改正を踏まえて、市町村実施計画において定める導入業種（小分類）の選定の考え方に関する記載を充実させる。</p> <p>③ R4.3 国基本計画・ガイドライン改正を踏まえて、目標年次を削除する。</p>

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>数の増加及び梨の新甘泉に代表される果樹新品種の作付面積の増加、さらには農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約に向けた取組など、将来につながる動きも出つつある。</p> <p>本県における工業等の産業は、長らく食料品関連産業と電気機械関連産業（電気機械、電子部品・デバイス、情報通信機械）が主要産業として本県をけん引してきたところであり、製造品出荷額においてもこれらの産業のシェアが5割を超えている。しかし、長引く景気低迷によりこれら主要産業は伸び悩み、本県経済は、リーマンショック前（平成19年）から実質GDPは最大4.9%、製造品出荷額は最大42.6%も減少するなど大きく落ち込んだ。近年は、地震等の大型災害リスクの低さ、利便性の高い無料高速道路網の整備など、立地条件の良い場所として多くの企業が進出するとともに、産官学連携推進体制の整備や経営革新支援等による新たな成長産業の創出など、地域における働く場を生み出す環境が整いつつあり、実質GDP及び製造品出荷額も上昇に転じている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が国内外経済に大きな打撃を与えたように、経済・社会情勢が大きく変動するこの時代にあっても、県内経済の持続的発展を実現するため、「鳥取県産業振興未来ビジョン」を策定したところである。今後、県経済の成長の足取りを確かなものにし、県民所得の向上を図ることがより一層求められる。</p> <p>この先、農村地域に住民が住み続けられるようにするためには、新規就農者の確保・育成や農地の集積・集約化等を通じた農業の担い手の確保・育成のみならず、進展するものづくり分野への対応や地域の強みを活かした新産業の創出と第4次産業革命の実装、地域産業を支える人材の育成・確保などを戦略的に推進する必要がある。</p> <p>このたび、農村地域への導入対象業種として旧法で定められてい</p>	<p>数の増加及び梨の新甘泉に代表される果樹新品種の作付面積の増加、さらには農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約に向けた取組など、将来につながる動きも出つつある。</p> <p>本県における工業等の産業は、長らく食料品関連産業と電気機械関連産業（電気機械、電子部品・デバイス、情報通信機械）が主要産業として本県をけん引してきたところであり、製造品出荷額においてもこれらの産業のシェアが5割を超えている。しかし、長引く景気低迷によりこれら主要産業は伸び悩み、本県経済は、リーマンショック前（平成19年）から実質GDPは最大4.9%、製造品出荷額は最大42.6%も減少するなど大きく落ち込んだ。近年は、地震等の大型災害リスクの低さ、利便性の高い無料高速道路網の整備など、立地条件の良い場所として多くの企業が進出するとともに、産官学連携推進体制の整備や経営革新支援等による新たな成長産業の創出など、地域における働く場を生み出す環境が整いつつあり、実質GDP及び製造品出荷額も上昇に転じている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が国内外経済に大きな打撃を与えたように、経済・社会情勢が大きく変動するこの時代にあっても、県内経済の持続的発展を実現するため、「鳥取県産業振興未来ビジョン」を策定したところである。今後、県経済の成長の足取りを確かなものにし、県民所得の向上を図ることがより一層求められる。</p> <p>この先、農村地域に住民が住み続けられるようにするためには、新規就農者の確保・育成や農地の集積・集約化等を通じた農業の担い手の確保・育成のみならず、進展するものづくり分野への対応や地域の強みを活かした新産業の創出と第4次産業革命の実装、地域産業を支える人材の育成・確保などを戦略的に推進する必要がある。</p> <p><u>とりわけ、導入すべき産業の業種（以下「導入業種」という。）に</u></p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>た工業等の業種の限定が農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「一部改正法」という。）において廃止されたことから、農村地域の就業機会を確保し、農村地域の振興を図るため、工業等に加え、地域資源を活用する地域内発型の産業や農業を支援する機能を有する産業などの導入を促進する必要がある。</p> <p>このため、令和 7（2025）年度を目標年次として、以下の方針により農村地域への産業の導入を促進するものとする。</p> <p>第 1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標</p> <p>（1）業種選定に当たっての基本的考え方</p>	<p><u>については、農村地域への導入対象業種として旧法で定められていた工業等の業種の限定が農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「一部改正法」という。）において廃止されたことから、農村地域の就業機会を確保し、農村地域の振興を図るため、工業等に加え、地域資源を活用する地域内発型の産業や農業を支援する機能を有する産業などの導入を促進することとし、令和 3 年 10 月及び令和 4 年 4 月に県が定める基本計画（以下「基本計画」という。）を改正して、具体的な導入業種として 23 業種を記載した。</u></p> <p><u>しかしながら、導入業種については、令和 4 年 5 月の法改正により、基本計画への中分類記載義務が廃止されたため、今回の基本計画の改正を受け、市町村が策定する実施計画において産業構造の変化や地域の特性に応じた導入業種（小分類）を記載することにより、機動的な産業導入の推進が可能となるところである。</u></p> <p><u>したがって、今後は、農村地域に賦存する資源を活用する産業など、これまで以上に多様な産業を視野に入れて立地・導入を促進することで、地域の自主性を活かした産業の振興を図るとともに、当該産業と農業とが土地利用調整を行うことで、農業の構造改革を促進し、農業と産業との均衡ある発展を図る必要がある。</u></p> <p>このため、令和 7（2025）年度を目標年次として、以下の方針により農村地域への産業の導入を促進するものとする。</p> <p>第 1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標</p> <p><u>（1）導入すべき産業の業種</u></p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。導入業種の選定に当たっては、次に掲げる事項に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業導入地区における地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質の確保が期待される産業の導入を図る必要がある。例えば、常用雇用者が常駐しない事業や、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。 より生産性の高い産業分野を導入することにより、地域の農業者等がその希望及び能力に応じて導入された産業に就業し、所得の向上が図られるよう努める。例えば、小規模農家等の第三次産業等への就業が図られることもこれに含まれる。 事業者の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえ、導入産業を選定する必要がある。 産業の導入によって、周辺地域における他の産業や住民の事業環境又は生活環境への影響が懸念される場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断する。導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要がある場合には、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。 地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。 	<p>農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。</p> <p><u>導入業種については、地域の農業者の安定した就業機会及び雇用の質の確保が期待され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展に資するものとする必要がある。</u></p>	

現行			変更後	変更の理由・考え方																																							
<p>(2) 導入すべき産業の業種</p> <p>前項の考え方を踏まえ、本県において具体的に導入すべき業種は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類のうち、下表に示すとおりとする。</p>			<p>(2) 業種選定に当たっての基本的考え方</p> <p><u>導入業種の選定に当たっては、次に掲げる事項に特に留意する。</u></p> <p><u>ア 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること-</u></p> <p><u>就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質を確保するため、雇用創出効果と必要とする施設用地面積とに均衡のとれた業種を選定する。例えば、常用雇用者が常駐しない事業や、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。</u></p> <p><u>なお、「農業と導入産業との均衡ある発展」には、より生産性の高い産業分野を導入することにより、地域の農業者等がその希望及び能力に応じて導入された産業に就業し、所得の向上に資することも含まれる。</u></p> <p><u>イ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること</u></p> <p><u>地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要であり、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる導入業種を選定する。</u></p> <p><u>ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること</u></p> <p><u>導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性</u></p>																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>中分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">製造業</td> <td>食料品製造業</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>飲料・たばこ・飼料製造業</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>繊維工業</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>家具・装備品製造業</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>石油製品・石炭製品製造業</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製品製造業(別掲を除く)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼業</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属製造業</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>金属製品製造業</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>はん用機械器具製造業</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>生産用機械器具製造業</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>その他の製造業</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運輸業、郵便業</td> <td>道路貨物運送業</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>倉庫業</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	中分類	中分類コード	製造業	食料品製造業	9	飲料・たばこ・飼料製造業	10	繊維工業	11	家具・装備品製造業	13	石油製品・石炭製品製造業	17	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18	ゴム製品製造業	19	鉄鋼業	22	非鉄金属製造業	23	金属製品製造業	24	はん用機械器具製造業	25	生産用機械器具製造業	26	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28	電気機械器具製造業	29	輸送用機械器具製造業	31	その他の製造業	32	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	44	倉庫業	47	
大分類	中分類	中分類コード																																									
製造業	食料品製造業	9																																									
	飲料・たばこ・飼料製造業	10																																									
	繊維工業	11																																									
	家具・装備品製造業	13																																									
	石油製品・石炭製品製造業	17																																									
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18																																									
	ゴム製品製造業	19																																									
	鉄鋼業	22																																									
	非鉄金属製造業	23																																									
	金属製品製造業	24																																									
	はん用機械器具製造業	25																																									
	生産用機械器具製造業	26																																									
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28																																									
	電気機械器具製造業	29																																									
	輸送用機械器具製造業	31																																									
その他の製造業	32																																										
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	44																																									
	倉庫業	47																																									

現行			変更後	変更の理由・考え方
	運輸に附帯するサービス業	48	<u>上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要があるときは、その立地により周辺環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう留意すること。</u> <u>エ 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること</u> <u>地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。</u> <u>オ 農業用施設において営まれる農業を目的とする場合には「農業」を業種として選定することも認められること</u> <u>産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、農業用施設において営まれる農業は、導入の対象となる「産業」に含むことができる。</u>	
卸売業、小売業	機械器具卸売業※	54		
	その他の卸売業	55		
	飲食料品小売業	58		
宿泊業、飲食サービス業	飲食店	76		
<p>※は基本計画に新たに位置付ける業種</p> <p>〔引き続き基本計画に位置付ける業種〕</p> <p>食料品製造業をはじめとする 16 業種の製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業及びその他の卸売業は、既に実施計画に記載されている立地済みの業種である。本県の豊富な水資源を活用した飲料・たばこ・飼料製造業の立地や、電子部品・デバイス・電子回路製造業及び電気機械器具製造業などの産業の集積により、農業従事者の安定した就業や所得の向上に加え、加工食品の開発や農業機械器具等の製造に寄与している。また、道路貨物運送業などは農産物や加工食品、資材等の円滑な流通にも寄与している。なお、飲食料品小売業及び飲食店については、市町村と事業者の間で産業導入地区の候補及び規模等の調整が進んでおり、農村地域の就業機会の確保に加え、地元の農産物の販売や活用など、農産物の需要拡大に寄与することが見込まれる、地域内発型の産業であることから引き続き選定する。</p> <p>〔新たに基本計画に位置付ける業種〕</p> <p>機械器具卸売業については、市町村と事業者の間で産業導入地区の候補及び規模等の調整が進んでおり、立地ニーズがある。</p>				

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>当該業種は、農村地域の就業機会の確保に加え、農業機械等の円滑な流通に寄与することが見込まれることから新たに選定する。</p> <p>(3) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方 略</p> <p>(4) 配慮事項 略</p> <p>第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標 略</p> <p>第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 農村地域及びその周辺における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、かつ、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和3年12月24日改訂）で示された政策の方向及び鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に即し、農業構造の改善を図るよう努める。</p> <p>この場合において、農村地域への産業等の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進しつつ、地域ぐるみの対応の中で、農地中間管理事業による将来にわたって安定的に産地や地域農業を担う多様な担い手への農地集積・集約及び集落営農組織の広域化・法人化を図ることにより国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。</p>	<p>(3) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方 略</p> <p>(4) 配慮事項 略</p> <p>第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標 略</p> <p>第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 農村地域及びその周辺における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、かつ、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、<u>令和4年6月21日改訂</u>）で示された政策の方向及び鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に即し、農業構造の改善を図るよう努める。</p> <p>この場合において、農村地域への産業等の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進しつつ、地域ぐるみの対応の中で、農地中間管理事業による将来にわたって安定的に産地や地域農業を担う多様な担い手への農地集積・集約及び集落営農組織の広域化・法人化を図ることにより国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構による認定農業者や集落営農組織などの担い手への農地集積・集約を加速化し、農地の有効活用、生産コストの低減及び経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業の構造の改善を阻害することのないよう、関係機関と十分に調整する。</p> <p>また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。</p> <p>さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の構築を促進する。</p> <p>第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針 略</p> <p>第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項 略</p> <p>第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項 略</p>	<p>具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「<u>地域計画（人・農地プラン）</u>」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構による認定農業者や集落営農組織などの担い手への農地集積・集約を加速化し、農地の有効活用、生産コストの低減及び経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業の構造の改善を阻害することのないよう、関係機関と十分に調整する。</p> <p>また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。</p> <p>さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の構築を促進する。</p> <p>第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針 略</p> <p>第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項 略</p> <p>第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項 略</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</p> <p>農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、地域の実情に応じて次の施策を実施する。</p> <p>(1) 担い手の育成・確保</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「人・農地プラン」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。</p> <p>核となる担い手の育成・確保が困難な中山間地域等においては、営農組織が地域を支える担い手として、今後ますます重要な役割を担うこととなるため、集落営農の組織化・法人化と経営基盤の強化に向け、地域ぐるみで取組を強化する。地域の担い手の一つとして、企業・社会福祉法人等、他産業の農業参入支援も推進する。</p> <p>また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。</p> <p>(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備</p> <p>略</p>	<p>第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</p> <p>農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、地域の実情に応じて次の施策を実施する。</p> <p>(1) 担い手の育成・確保</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「<u>地域計画(人・農地プラン)</u>」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。</p> <p>核となる担い手の育成・確保が困難な中山間地域等においては、営農組織が地域を支える担い手として、今後ますます重要な役割を担うこととなるため、集落営農の組織化・法人化と経営基盤の強化に向け、地域ぐるみで取組を強化する。地域の担い手の一つとして、企業・社会福祉法人等、他産業の農業参入支援も推進する。</p> <p>また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。</p> <p>(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備</p> <p>略</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>第8 その他必要な事項</p> <p>(1) 環境の保全等 略</p> <p>(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮 略</p> <p>(3) 過疎地域等への配慮 略</p> <p>(4) 農業団体等の参画 略</p> <p>(5) 関係部局間の十分な連携等 略</p> <p>(6) 企業への情報提供等 略</p> <p>(7) 遊休地解消に向けた取組 略</p> <p>(8) 撤退時のルールについて 略</p> <p>(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保</p> <p>市町村は、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保を図るため、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。</p> <p>確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に</p>	<p>第8 その他必要な事項</p> <p>(1) 環境の保全等 略</p> <p>(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮 略</p> <p>(3) 過疎地域等への配慮 略</p> <p>(4) 農業団体等の参画 略</p> <p>(5) 関係部局間の十分な連携等 略</p> <p>(6) 企業への情報提供等 略</p> <p>(7) 遊休地解消に向けた取組 略</p> <p>(8) 撤退時のルールについて 略</p> <p>(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保</p> <p>市町村は、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保を図るため、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。</p> <p>確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。</p> <p>また、市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。</p>	<p>進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。</p> <p>また、市町村は、<u>一部改正法農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）</u>の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。</p>	

附 則

この基本計画の変更は、令和 5 年 4 月 2 5 日から適用する。